【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年３月12日
【会社名】	アルピコホールディングス株式会社
【英訳名】	ALPICO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　堀籠　義雄
【本店の所在の場所】	長野県松本市井川城２丁目１番１号
【電話番号】	0263-26-7100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　若林　靖之
【最寄りの連絡場所】	長野県松本市井川城２丁目１番１号
【電話番号】	0263-26-7100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　若林　靖之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	種類株式Ａ
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　1,171,248,260円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
種類株式Ａ	746,018株	株式の内容は、（注）２及び３のとおりであります。

（注）１　平成26年３月12日（水）付取締役会決議及び種類株式Ａの株主による種類株主総会決議によるものであります。
２　当社は、普通株式、種類株式Ａ、種類株式Ｂ、種類株式Ｃの異なる種類の株式を定款に定めております。普通株式の内容については、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。種類株式Ａ、種類株式Ｂ、種類株式Ｃの内容については、第四部組込情報（有価証券報告書）「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等　②　発行済株式」の（注）１～３に記載のとおりであります。なお、種類株式Ａ、種類株式Ｂ、種類株式Ｃについては、その発行にあたり普通株式の株主様の議決権に配慮した結果、議決権のない株式となっております。
３　当社は、単元株式制度を採用しておりません。
４　本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第１項の規定に基づいて、当社の保有する種類株式Ａの自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
５　第四部組込情報（有価証券報告書）「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等　②　発行済株式」の（注）１に記載のとおり、種類株式Ａには、普通株式を対価とする取得請求権があり、本有価証券届出書提出日現在、取得を請求することができる期間が到来しています。割当予定先は、払込期日の経過以降、直ちに当該取得請求権を行使する旨の意向を有しているとのことです。

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	746,018	1,171,248,260	―
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	746,018	1,171,248,260	―

（注）１　第三者割当の方法によります。
２　発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,570	－	１株	平成26年３月28日（金）	－	平成26年３月28日（金）

（注）１　第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２　発行価格は、会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
３　上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
４　申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
アルピコホールディングス株式会社	長野県松本市井川城２丁目１番１号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社八十二銀行　松本営業部	長野県松本市大手３丁目１番１号

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,171,248,260	10,500,000	1,160,748,260

（注）１　新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額です。
２　発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
３　発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の作成費用及びコンサルティング手数料等の概算であります。

（２）【手取金の使途】

当社は、資本効率の向上及び経営情勢に応じた機動的な資本政策を可能とするため、平成25年９月５日開催の株主総会決議に基づき、同月20日、当社の種類株式Ａ729,371株を自己株式取得いたしました。今般、当該自己株式取得のために金融機関から借り入れた金銭について、今後到来する弁済期に先立って弁済を行い、それにより金利負担を軽減するために、上記差引手取概算額の全額を当該借入れの返済にすみやかに充当する予定です。なお、返済までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要並びに提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成26年３月12日現在におけるものであります。

① 鈴與株式会社

ａ．割当予定先の概要	
名称	鈴與株式会社
本店の所在地	静岡県静岡市清水区入船町11番１号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　鈴木　與平
資本金	1,000,000,000円
事業内容	総合物流事業
主たる出資者及びその出資比率	柏興業株式会社（20.5%） 中日本バンリース株式会社（17.6%） 株式会社富士ロジテック（15.6%） 鈴木　與平（11.0%）
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、交通事業等において、同社グループから燃料を仕入れるなどの取引を行っております。

② ホクト株式会社

ａ．割当予定先の概要	
名称	ホクト株式会社
本店の所在地	長野県長野市南堀138番地１
直近の有価証券報告書等の提出日	平成25年６月27日　第50期（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）有価証券報告書
	平成25年８月９日　第51期（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）第１四半期報告書
	平成25年11月13日　第51期（自　平成25年７月１日　至　平成25年９月30日）第２四半期報告書
	平成26年２月13日　第51期（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）第３四半期報告書
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、流通事業において、同社から青果物を仕入れるなどの取引を行っております。

③ 直富商事株式会社

ａ．割当予定先の概要	
名称	直富商事株式会社
本店の所在地	長野市大字大豆島3397番地６
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　木下　繁夫
資本金	45,000,000円
事業の内容	資源リサイクル、廃棄物処理業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社木下商店（100.0%）
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、流通・交通事業等において、同社に対し廃棄物の処理を委託するなどの取引を行っております。

④　株式会社長印

a．割当予定先の概要	
名称	株式会社長印
本店の所在地	長野県長野市市場3-1
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　赤羽　長一
資本金	306,400,000円
事業の内容	青果物及び花卉等の委託販売並びに買付品の売買
主たる出資者及びその出資比率	株式会社長印ホールディングス（100.0%）
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、流通事業において、同社から青果物を仕入れるなどの取引を行っております。

⑤　長野県連合青果株式会社

a．割当予定先の概要	
名称	長野県連合青果株式会社
本店の所在地	長野県上田市秋和531-1
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　堀　雄一
資本金	497,300,000円
事業の内容	青果物卸売業
主たる出資者及びその出資比率	堀　雄一（9.2%）
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、流通事業において、同社から青果物を仕入れるなどの取引を行っております。

⑥　ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社

a．割当予定先の概要	
名称	ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社
本店の所在地	長野県松本市小屋南二丁目18番20号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　濵　眞
資本金	108,000,000円
事業の内容	タイヤ、その他自動車用部品及び工業用品の販売
主たる出資者及びその出資比率	株式会社ブリヂストン（30.0%） 林　利雄（10.6%）
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、交通事業等において、同社から自動車用部品を仕入れるなどの取引を行っております。

⑦　北陸コカ・コーラボトリング株式会社

a．割当予定先の概要	
名称	北陸コカ・コーラボトリング株式会社
本店の所在地	富山県高岡市内島3550番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　稲垣　晴彦
資本金	732,836,500円
事業の内容	富山県、石川県、福井県及び長野県における清涼飲料の販売
主たる出資者及びその出資比率	若鶴商事株式会社　27.4%
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、流通事業等において、同社から飲料を仕入れるなどの取引を行っております。

⑧　株式会社トーヨータイヤジャパン

a．割当予定先の概要	
名称	株式会社トーヨータイヤジャパン
本店の所在地	東京都千代田区岩本町3-1-2岩本町東洋ビル
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　植松　秀文
資本金	440,000,000円
事業の内容	自動車タイヤ・チューブ及びその他のゴム製品の販売等
主たる出資者及びその出資比率	東洋ゴム工業株式会社（100.0%）
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、交通事業等において、同社から自動車用部品を仕入れるなどの取引を行っております。

⑨　株式会社あずさ環境保全

a．割当予定先の概要	
名称	株式会社あずさ環境保全
本店の所在地	長野県松本市波田2019
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　　佐倉　徹省
資本金	10,000,000円
事業の内容	産業廃棄物処理、リサイクル業
主たる出資者及びその出資比率	佐倉　永美（23.2%） 佐倉　徹省（18.8%） 佐倉　朋恵（13.6%） 佐倉　正晃（13.0%） 佐倉　貞美（11.8%） 佐倉　誠一（10.7%）
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社グループは、流通・交通事業等において、同社に対し廃棄物の処理を委託するなどの取引を行っております。

⑩　堀籠　義雄

a．割当予定先の概要		
氏名		堀籠　義雄
住所		長野県小諸市
職業の内容	①　勤務先の名称等	①　アルピコホールディングス株式会社 ②　アルピコ交通株式会社
	②　所在地	①　長野県松本市井川城２丁目１番１号 ②　長野県松本市井川城２丁目１番１号
	③　事業の概要	①　交通、観光、小売の各事業を中心とした企業グループの企画・管理・運営事業 ②　鉄道業、バス事業、旅行事業、飲食・小売業、不動産業
b．提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係		該当事項はありません。
人事関係		①　アルピコホールディングス株式会社　代表取締役社長 ②　アルピコ交通株式会社　代表取締役会長
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

⑪　塚田　進

a．割当予定先の概要		
氏名		塚田　進
住所		長野県松本市
職業の内容	①　勤務先の名称等	①　アルピコホールディングス株式会社 ②　アルピコ交通株式会社 ③　株式会社アップルランド
	②　所在地	①　長野県松本市井川城２丁目１番１号 ②　長野県松本市井川城２丁目１番１号 ③　長野県松本市大字今井7155番地28
	③　事業の概要	①　交通、観光、小売の各事業を中心とした企業グループの企画・管理・運営事業 ②　鉄道業、バス事業、旅行事業、飲食・小売業、不動産業 ③　スーパーマーケット事業、外食事業、ホームショッピング事業
b．提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係		該当事項はありません。
人事関係		①　アルピコホールディングス株式会社　取締役 ②　アルピコ交通株式会社　取締役 ③　株式会社アップルランド　取締役
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、平成19年に私的整理ガイドラインに基づく事業再生計画を策定して以降、当該計画のもと、着実に事業再生に取り組み、平成23年３月には、当初計画よりも２年前倒しで本事業再生計画を終結させることができました。当社は、本事業再生計画完了後におきましても、成長へ向けた戦略を掲げるとともに、構造改革を継続することにより、安定的な収益基盤と財務基盤を構築してまいりました。

そのような中、当社の再生フェーズにおいて筆頭株主として安定資金の供給を中心とするご支援をいただいていたリサ・コーポレート・ソリューション・ファンド投資事業有限責任組合が、当社の再生フェーズから成長加速フェーズへの転換に伴いその役目を終えられ、平成25年９月、保有していた当社株式を、当社の安定株主となり得る当社の取引先８社に対し譲渡されました。

今後、当社がさらなる成長・発展を目指すうえでは、当社の経営方針を理解し、中長期的な観点から当社の持続的・継続的な成長・発展を支えてくださる安定的な株主構成の下で中長期的な経営課題に引き続き取り組んでいくことが不可欠であると考えるにいたりました。そこで、平成25年12月の経営会議において、当社の取引先の中で、取引高、取引年数、これまでの取引関係の内容などを総合的に考慮し、本自己株式処分に応じられる可能性についても検討した結果、上記の方針に沿った割当予定先として下記の①から⑨を選定いたしました。

また、同時に、取締役に対して割当てを実施することにより、経営者による経営へのコミットメント強化をさらに期待できるため、取引先に加え、⑩及び⑪も割当予定先として選定いたしました。

①　鈴與株式会社

当社グループは、交通事業等において、同社グループから燃料を仕入れるなどの取引を行っております。また同社は当社グループと同じ長野県内を重要な事業基盤の一つとしているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、同社グループが営む航空事業においても協力関係にあることから堅固な取引関係を保持しております。これらのことから、同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

②　ホクト株式会社

当社グループは、流通事業において、同社から青果物を仕入れるなどの取引を行っております。同社は当社グループと同じ長野県を事業基盤としているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、これまで長期間にわたり同社の特色ある商品を取り扱わせていただいていることから、堅固な取引関係を保持しております。これらのことから同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

③　直富商事株式会社

当社グループは、流通・交通事業等において、同社に対し廃棄物の処理を委託するなどの取引を行っております。同社は当社グループと同じ長野県を事業基盤としているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、当社グループ各事業で発生する廃棄物の処理、リサイクル等で長期に亘り堅固な取引関係を保持しております。これらのことから、同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

④　株式会社長印

当社グループは、流通事業において、同社から青果物を仕入れるなどの取引を行っております。同社は当社グループと同じ長野県を事業基盤としているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、これまで長期間にわたり継続して、重要な商品の仕入れを行うなど、堅固な取引関係を保持しております。これらのことから同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

⑤　長野県連合青果株式会社

当社グループは、流通事業において、同社から青果物を仕入れるなどの取引を行っております。同社は当社グループと同じ長野県を事業基盤としているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、これまで長期間にわたり継続して、重要な商品の仕入れを行うなど、堅固な取引関係を保持しております。これらのことから同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

⑥　ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社

当社グループは、交通事業等において、同社から自動車用部品を仕入れるなどの取引を行っております。同社は当社グループと同じ長野県を事業基盤としているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、これまで長期間にわたり継続して、交通事業の運営、保有するバス、タクシー等の運行において重要な製品の仕入れを行うなど、堅固な取引関係を保持しております。これらのことから、同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

⑦　北陸コカ・コーラボトリング株式会社

当社グループは、流通事業等において、同社から飲料を仕入れるなどの取引を行っております。同社は当社グループと同じ長野県を重要な事業基盤の一つとしているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、これまで長期間にわたり継続して、重要な商品の仕入れを行うなど、堅固な取引関係を保持しております。これらのことから同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

⑧　株式会社トーヨータイヤジャパン

当社グループは、交通事業等において、同社から自動車用部品を仕入れるなどの取引を行っております。同社は当社グループと同じ長野県を事業基盤の一つとしているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、これまで長期間にわたり継続して、交通事業の運営、バス・タクシー等の運行において重要な部品の仕入れを行うなど、堅固な取引関係にあります。これらのことから、同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協

力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

⑨　株式会社あずさ環境保全

当社グループは、流通・交通事業等において、同社に対し廃棄物の処理を委託するなどの取引を行っております。同社は当社グループと同じ長野県を事業基盤としているため当社グループが提供するサービス、商品の顧客であるほか、当社グループ各事業で発生する廃棄物の処理、リサイクル等で長期に亘り堅固な取引関係を保持しております。これらのことから、同社を割当予定先とすることで従前から構築されていた協力関係をより一層、強固なものとすることが期待できますので、当社が今後も安定的でかつ確実な成長を図ることを邁進できるよう、同社を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

⑩　堀籠　義雄

本自己株式処分の割当予定先である堀籠義雄氏は当社及びグループ会社であるアルピコ交通株式会社の代表取締役として、取締役の中でも特に当社グループの経営に深く関与していることから、割当先とすることで経営へのコミットメント強化をさらに期待できるため、同人を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

⑪　塚田　進

本自己株式処分の割当予定先である塚田進氏は当社の経営企画担当取締役として事業全体を統括するとともに、グループ会社であるアルピコ交通株式会社及び株式会社アップルランドの取締役も兼任しており、取締役の中でも特に当社グループの経営に深く関与していることから、割当先とすることで経営へのコミットメント強化をさらに期待できるため、同人を割当予定先とした本自己株式処分を実施することにいたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

種類株式Ａ	746,018株（内訳は以下のとおり）
①　鈴與株式会社	318,471株
②　ホクト株式会社	191,000株
③　直富商事株式会社	55,000株
④　株式会社長印	32,000株
⑤　長野県連合青果株式会社	32,000株
⑥　ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社	32,000株
⑦　北陸コカ・コーラボトリング株式会社	32,000株
⑧　株式会社トーヨータイヤジャパン	31,847株
⑨　株式会社あずさ環境保全	20,000株
⑩　堀籠義雄	1,200株
⑪　塚田進	500株

(4) 株券の保有方針

割当予定先からは、当社においては、普通株式が、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であるため、種類株式Ａについて、割当直後に普通株式を対価とする取得請求権を行使する意向であることを口頭で確認しております。また、本自己株式処分は、当社と継続的な取引がある企業の皆様及び当社役員より、長期安定資金の出資をお願いするものであり、当社への出資を通して、割当予定先とのより一層の強固な関係を構築し、事業シナジー創出を目指すとともに、責任のある経営を実現させるものであることから、当該取得請求権を行使して取得した普通株式については、長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

① 鈴與株式会社

当社は、鈴與株式会社から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ております。鈴與株式会社は、当社の従来からの取引先であり、これまでの取引関係における契約の履行状況等に照らしても、同社が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

② ホクト株式会社

当社は、ホクト株式会社が関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書（平成25年６月27日提出）及び四半期報告書（平成26年２月13日提出）に記載の現金及び預金の残高を確認した結果、ホクト株式会社が払込みをするための十分な資金を有することが確認されたため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

③ 直富商事株式会社

当社は、直富商事株式会社から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ております。直富商事株式会社は、当社の従来からの取引先であり、これまでの取引関係における契約の履行状況等に照らしても、同社が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

④ 株式会社長印

当社は、株式会社長印から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ております。株式会社長印は、当社の従来からの取引先であり、これまでの取引関係における契約の履行状況等に照らしても、同社が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

⑤ 長野県連合青果株式会社

当社は、長野県連合青果株式会社から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ております。長野県連合青果株式会社は、当社の従来からの取引先であり、これまでの取引関係における契約の履行状況等に照らしても、同社が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

⑥ ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社

当社は、ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ております。ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社は、当社の従来からの取引先であり、これまでの取引関係における契約の履行状況等に照らしても、同社が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

⑦　北陸コカ・コーラボトリング株式会社

当社は、北陸コカ・コーラボトリング株式会社から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ております。北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、当社の従来からの取引先であり、これまでの取引関係における契約の履行状況等に照らしても、同社が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

⑧　株式会社トーヨータイヤジャパン

当社は、株式会社トーヨータイヤジャパンから、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ております。株式会社トーヨータイヤジャパンは、当社の従来からの取引先であり、これまでの取引関係における契約の履行状況等に照らしても、同社が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

⑨　株式会社あずさ環境保全

当社は、株式会社あずさ環境保全から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ております。株式会社あずさ環境保全は、当社の従来からの取引先であり、これまでの取引関係における契約の履行状況等に照らしても、同社が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、同社による本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

⑩　堀籠　義雄

堀籠義雄氏は、当社の代表取締役であるところ、同人から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ていることから、同人が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

⑪　塚田　進

塚田進氏は、当社の取締役であるところ、同人から、書面により、払込日に全額払い込むとの確約を得ていることから、同人が払込みをするための十分な資金を有すると判断されるため、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

①　鈴與株式会社

鈴與株式会社は従来から当社の取引先であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。また、同社に対するヒアリング結果、客観的な信頼性の高い報道機関によるデータベース及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同社並びに同社の役員及び主要株主と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられませんでした。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

②　ホクト株式会社

ホクト株式会社は、株式会社東京証券取引所市場１部に上場しており、同社が平成25年12月25日付けで株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は同社並びに同社の役員及び主要株主が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）とは一切関係がないと判断しております。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けております。

③　直富商事株式会社

直富商事株式会社は従来から当社の取引先であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。また、同社に対するヒアリング結果、客観的な信頼性の高い報道機関によるデータベース及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同社並びに同社の役員及び主要株主と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられませんでした。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

④　株式会社長印

株式会社長印は従来から当社の取引先であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。また、同社に対するヒアリング結果、客観的な信頼性の高い報道機関によるデータベース及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同社並びに同社の役員及び主要株主と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられませんでした。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

⑤　長野県連合青果株式会社

長野県連合青果株式会社は従来から当社の取引先であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。また、同社に対するヒアリング結果、客観的な信頼性の高い報道機関によるデータベース及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同社並びに同社の役員及び主要株主と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられませんでした。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

⑥　ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社

ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社は従来から当社の取引先であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。また、同社に対するヒアリング結果、客観的な信頼性の高い報道機関によるデータベース及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同社並びに同社の役員及び主要株主と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられませんでした。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

⑦　北陸コカ・コーラボトリング株式会社

北陸コカ・コーラボトリング株式会社は従来から当社の取引先であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。また、同社に対するヒアリング結果、客観的な信頼性の高い報道機関によるデータベース及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同社並びに同社の役員及び主要株主と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられませんでした。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

⑧　株式会社トーヨータイヤジャパン

株式会社トーヨータイヤジャパンは従来から当社の取引先であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。また、同社は、株式会社東京証券取引所市場１部に上場する東洋ゴム工業株式会社の完全子会社であるところ、本自己株式処分に際して改めて、同社に対するヒアリング結果、客観的な信頼性の高い報道機関によるデータベース及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同社並びに同社の役員及び主要株主と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられませんでした。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

⑨　株式会社あずさ環境保全

株式会社あずさ環境保全は従来から当社の取引先であり、これまでの商取引において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの方針を共有しております。また、同社に対するヒアリング結果、客観的な信頼性の高い報道機関によるデータベース及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同社並びに同社の役員及び主要株主と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられませんでした。加えて、当社は、同社から、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がない旨の書面による確約を受けていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

⑩　堀籠　義雄

堀籠義雄氏は、当社の代表取締役であり、当社は同人が特定団体等とは一切関係がないことを十分把握しております。加えて、同人に対するヒアリング結果及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同人と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられなかったことから、同人が特定団体等とは一切関係がないと判断しております。

⑪　塚田　進

塚田進氏は、当社の取締役であり、当社は同人が特定団体等とは一切関係がないことを十分把握しております。加えて、同人に対するヒアリング結果及びインターネット等の開示情報に基づき確認したところ、同人と特定団体等との関係を疑わせるような事実は一切見受けられなかったことから、同人が特定団体等とは一切関係がないと判断しております。

２【株券等の譲渡制限】

本自己株式処分により割当予定先が取得する種類株式Ａについては、当社定款第７条の２別紙２第９項において譲渡を制限しており、譲渡にあたっては取締役会の承認が必要となります。

３【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本自己株式処分における種類株式Ａの１株あたりの処分価格は1,570円といたしました。

当社は、非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないため、次のような点を参考にして処分価格を決定いたしました。

まず、本自己株式処分に際して独立した第三者機関であるみずほ証券株式会社による株式価値算定書を取得いたしました。みずほ証券株式会社は、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法を採用して当社の株式価値を算定しております。

また、当社は、当社株式についての直近の取引事例として、平成25年９月20日に行われた種類株式Ａの自己株式取得における種類株式Ａ１株あたりの取得価格（1,570円）を参考にいたしました。

当該取得価格は、譲渡人である株主との間で真摯に協議した結果決定された価格であるため、本自己株式処分においても参考にすることができると判断いたしました。

以上に加えて、当社の直近の財務状態及び経営成績等を総合的に勘案した結果、上記処分価格は合理的であり、会社法第199条第３項に規定される「特に有利な金額」に該当しないと判断いたしました。

なお、平成26年３月12日開催の取締役会決議において、割当予定先である堀籠義雄氏及び塚田進氏は、特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分される株式の数は746,018株ですが、第四部組込情報（有価証券報告書）「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等　②　発行済株式（注）１」に記載のとおり、種類株式Ａには、普通株式を対価とする取得請求権があり、取得の対価として、企業内容等の開示に関する内閣府令第２号様式記載上の注意（23－６）に規定される割当議決権数は7,460,180個になります。これを本有価証券届出書提出日現在の当社の総株主の議決権数27,094,400個で除した数は27.53%となり、25%以上の割合で希釈化が生じます。

しかしながら、当社は、上記「第３［第三者割当の場合の特記事項］　１［割当予定先の状況］　(2)［割当予定先の選定理由］」に記載したとおり、今後、当社がさらなる成長・発展を目指すうえでは、当社の経営方針を理解し、中長期的な観点から当社の持続的・継続的な成長・発展を支えてくださる安定的な株主構成の下で中長期的な経営課題に引き続き取り組んでいくことが不可欠であり、そのことが、ひいては、中長期的な株式価値の向上に繋がると考えられるため、本自己株式処分に係る発行数量が必要であると考えております。

また、種類株式Ａの株主であるサンリン株式会社及び株式会社八十二銀行並びに本自己株式処分の各割当予定先から連絡を受けたところによると、平成26年３月28日付けでサンリン株式会社及び各割当予定先においては、その保有する全ての種類株式Ａについて、また、株式会社八十二銀行においては、その保有する一部の種類株式Ａについて、普通株式を対価とする取得請求権を行使することが予定されているところ、かかる取得請求権の行使によって、総株主の議決権数が8,879,060個増加し、35,973,460個となります。そのため、サンリン株式会社、株式会社八十二銀行及び各割当予定先がかかる取得請求権を行使することを前提にした場合、本自己株式処分による希釈化率は20.74%にとどまります。

以上のことから、本自己株式処分に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

４【大規模な第三者割当に関する事項】

本自己株式処分により処分される株式の数は746,018株ですが、第四部組込情報（有価証券報告書）「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等　②　発行済株式（注）１」に記載のとおり、種類株式Ａには、普通株式を対価とする取得請求権があり、取得の対価として、企業内容等の開示に関する内閣府令第２号様式記載上の注意（23－６）に規定される割当議決権数は7,460,180個になります。これを本有価証券届出書提出日現在の当社の総株主の議決権数27,094,400個で除した数は27.53%となり、25%以上の割合で希釈化が生じます。そのため、本有価証券届出書に係る本自己株式処分は大規模な第三者割当に該当するものであります。なお、種類株式Ａの株主であるサンリン株式会社及び株式会社八十二銀行並びに本自己株式処分の各割当予定先から連絡を受けたところによると、平成26年３月28日付けでサンリン株式会社及び各割当予定先においては、その保有する全ての種類株式Ａについて、また、株式会社八十二銀行においては、その保有する一部の種類株式Ａについて、普通株式を対価とする取得請求権を行使することが予定されているところ、かかる取得請求権の行使によって、総株主の議決権数が8,879,060個増加し、35,973,460個となります。そのため、サンリン株式会社、株式会社八十二銀行及び各割当予定先がかかる取得請求権を行使することを前提にした場合、本自己株式処分による希釈化率は20.74%にとどまります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
サンリン株式会社	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082-3	5,375,546	19.84	6,369,426	17.71
高沢産業株式会社	長野県小諸市御幸町二丁目１番２号	5,095,540	18.81	5,095,540	14.16
鈴與株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11番１号	0	0	3,184,710	8.85
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	1,910,828	7.05	1,910,828	5.31
ホクト株式会社	長野県長野市南堀138番地１	0	0	1,910,000	5.31
株式会社高見澤	長野県長野市緑町1605-14	1,910,000	7.05	1,910,000	5.31
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地８	1,299,114	4.79	1,724,114	4.79
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地	1,100,000	4.06	1,100,000	3.06
株式会社岡村製作所	神奈川県横浜市西区北幸二丁目７番18号	910,000	3.36	910,000	2.53
松本信用金庫	長野県松本市丸の内１番１号	637,000	2.35	637,000	1.77
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	637,000	2.35	637,000	1.77
計	－	18,875,028	69.66	25,388,618	70.58

種類株式Ａ

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地８	2,280,000	95.82	2,237,500	100.00
計	－	2,280,000	95.82	2,237,500	100.00

種類株式Ｂ

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地８	3,000,000	100.00	3,000,000	100.00
計	－	3,000,000	100.00	3,000,000	100.00

種類株式Ｃ

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）	割当後の所有株式数（株）	割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
アルピコホールディングス株式会社	長野県松本市井川城二丁目１番１号	2,000,000	100.00	2,000,000	100.00
計	－	2,000,000	100.00	2,000,000	100.00

なお、所有株式にかかる議決権の個数の多い上位10名は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）
サンリン株式会社	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082-3	5,375,546	19.84	6,369,426	17.71
高沢産業株式会社	長野県小諸市御幸町二丁目１番２号	5,095,540	18.81	5,095,540	14.16
鈴與株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11番１号	0	0	3,184,710	8.85
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	1,910,828	7.05	1,910,828	5.31
ホクト株式会社	長野県長野市南堀138番地１	0	0	1,910,000	5.31
株式会社高見澤	長野県長野市緑町1605-14	1,910,000	7.05	1,910,000	5.31
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地８	1,299,114	4.79	1,724,114	4.79
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地	1,100,000	4.06	1,100,000	3.06
株式会社岡村製作所	神奈川県横浜市西区北幸二丁目７番18号	910,000	3.36	910,000	2.53
松本信用金庫	長野県松本市丸の内１番１号	637,000	2.35	637,000	1.77
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	637,000	2.35	637,000	1.77
計	－	18,875,028	69.66	25,388,618	70.58

（注）１　本自己株式処分前の大株主構成は、平成26年３月11日現在の株主名簿を基準としております。

２　本自己株式処分後の大株主構成は、上記１の本自己株式処分前の大株主構成に、①平成26年３月28日に予定されている本自己株式処分に係る所有株式数及び議決権の個数の増減、②本自己株式処分により割り当てられる種類株式Ａについて、割当予定先による払込直後（平成26年３月28日）に普通株式を対価とする取得請求権を行使することによる所有株式数及び議決権の個数の増減、並びに③同日に予定されている、サンリン株式会社及び株式会社八十二銀行がその保有する全て又は一部の種類株式Ａの普通株式を対価とする取得請求権を行使することによる所有株式数及び議決権の個数の増減の結果を反映したものであります。

３　種類株式Ａ及びＢの総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、当該株式と引き換えに交付される普通株式に係る議決権数の割合を記載しております。

４　種類株式Ｃは全て当社が自己株式として保有していることから議決権を有する株主が存在しないため、発行済株式総数に対する所有株式数の割合及び割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

５　発行済株式総数に対する所有株式数の割合及び割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第三位を四捨五入しています。

６　総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位を四捨五入しています。

６【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、平成19年に私的整理ガイドラインに基づく事業再生計画を策定して以降、当該計画のもと、着実に事業再生に取り組み、平成23年３月には、当初計画よりも２年前倒しで本事業再生計画を終結させることができました。当社は、本事業再生計画完了後におきましても、成長へ向けた戦略を掲げるとともに、構造改革を継続することにより、安定的な収益基盤と財務基盤を構築してまいりました。

そのような中、当社の再生フェーズにおいて筆頭株主として安定資金の供給を中心とするご支援をいただいていたリサ・コーポレート・ソリューション・ファンド投資事業有限責任組合が、当社の再生フェーズから成長加速フェーズへの転換に伴いその役目を終えられ、平成25年９月、保有していた当社株式を、当社の安定株主となり得る当社の取引先８社に対し譲渡されました。

今後、当社がさらなる成長・発展を目指すうえでは、当社の経営方針を理解し、中長期的な観点から当社の持続的・継続的な成長・発展を支えてくださる安定的な株主構成の下で中長期的な経営課題に引き続き取り組んでいくことが不可欠であると考えるにいたりました。そこで、平成25年12月の経営会議において、当社の取引先の中で、取引高、取引年数、これまでの取引関係の内容などを総合的に考慮し、本自己株式処分に応じられる可能性についても検討した結果、上記の方針に沿った割当予定先を選定いたしました。

また、同時に、取締役に対して割当てを実施することにより、経営者による経営へのコミットメント強化をさらに期待できるため、取引先に加え、堀籠義雄氏及び塚田進氏を割当予定先として選定いたしました。

上記のとおり、「安定的な株主構成」というためには、全体として発行する数量が、総議決権数に占める割合として相応の数量であることが望ましいこと、また、個々の割当先との間で、上記のとおり、協力関係をより一層、強固なものとするためには、それぞれに一定数量を保有していただくことが望ましいことから、本自己株式処分に係る発行数量が必要であると判断いたしました。

(2) 当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「第３［第三者割当の場合の特記事項］　３［発行条件に関する事項］　(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本自己株式処分により処分される株式の数は746,018株ですが、第四部組込情報（有価証券報告書）「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等　②　発行済株式（注）１」に記載のとおり、種類株式Ａには、普通株式を対価とする取得請求権があり、取得の対価として、企業内容等の開示に関する内閣府令第２号様式記載上の注意（23－６）に規定される割当議決権数は7,460,180個になります。これを本有価証券届出書提出日現在の当社の総株主の議決権数27,094,400個で除した数は27.53%となり、25%以上の割合で希釈化が生じます。

しかしながら、当社は、上記「第３［第三者割当の場合の特記事項］　１［割当予定先の状況］　(2)［割当予定先の選定理由］」に記載したとおり、今後、当社がさらなる成長・発展を目指すうえでは、当社の経営方針を理解し、中長期的な観点から当社の持続的・継続的な成長・発展を支えてくださる安定的な株主構成の下で中長期的な経営課題に引き続き取り組んでいくことが不可欠であり、そのことが、ひいては、中長期的な株式価値の向上に繋がると考えられるため、本自己株式処分に係る発行数量が必要であると考えております。

また、種類株式Ａの株主であるサンリン株式会社及び株式会社八十二銀行並びに本自己株式処分の各割当予定先から連絡を受けたところによると、平成26年３月28日付けでサンリン株式会社及び各割当予定先においては、その保有する全ての種類株式Ａについて、また、株式会社八十二銀行においては、その保有する一部の種類株式Ａについて、普通株式を対価とする取得請求権を行使することが予定されているところ、かかる取得請求権の行使によって、総株主の議決権数が8,879,060個増加し、35,973,460個となります。そのため、サンリン株式会社、株式会社八十二銀行及び各割当予定先がかかる取得請求権を行使することを前提にした場合、本自己株式処分による希釈化率は20.74%にとどまります。

従いまして、本自己株式処分に係る株式の発行数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、平成25年12月の経営会議において、当社の取引先の中で、取引高、取引年数、これまでの取引関係の内容などを総合的に考慮し割当予定先を選定いたしました。

また、同時に、取締役に対して割当てを実施することにより、経営者による経営へのコミットメント強化をさらに期待できるため、取引先に加え割当予定先として選定いたしました。

当社取締役会は、平成26年３月12日開催の取締役会において慎重に審議を行い、前記「３　発行条件に関する事項」「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載したとおり発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性について検討した上、本自己株式処分を行うことを決議いたしました。

なお、平成26年３月12日開催の取締役会において、割当予定先である堀籠義雄氏及び塚田進氏は、特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、審議及び決議に参加しておりません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1　事業等のリスク

「第四部　組込情報」の有価証券報告書（第５期事業年度）及び半期報告書（第６期事業年度）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年３月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更すべき事項が生じております。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年３月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（変更前）

(1）～(6）（略）

(7）新株予約権発行における株式価値の希薄化の可能性について

当社は、平成20年11月５日開催の株主総会において、第三者割当による新株予約権発行を行うことを決議しております。

当該第三者割当による新株予約権が割当先により権利行使された場合、当初権利行使額100円で必要増資額979,790千円を調達するにあたり、新たに当社の普通株式9,797,900株の発行が必要となります。したがいまして、平成25年３月31日現在の発行済株式総数（普通株式16,031,990株）に対する潜在株式数の比率は、61.1%となることが予想され、１株当たりの株式価値が希薄化される可能性があります。

又、当該新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当該第三者割当による新株予約権発行による差引手取額は減少致します。

(8）大株主としての経営権について

上記(7)で記載の新株予約権の割当先である株式会社八十二銀行とフロンティア・マネジメント株式会社につきましては、前者は当社の主力取引金融機関、後者は当社グループの事業再生に係るアドバイザーであり、いずれも当社とは極めて円満な関係にあり、当社の事業運営方針についてご賛同を頂いているものであります。又、いずれの会社も純投資を目的として当該新株予約権を引受けるものであり、反社会的勢力に関与しているものではないことを確認しております。

又、当該新株予約権の割当先である堀籠義雄、小磯恵司につきましては、前者は当社代表取締役、後者は当社常務取締役という地位にあるもので、当該新株予約権の付与は、これら取締役に対し当社の業績向上に対するインセンティブを与えるという意味を有しているものであります。

しかしながら、当該新株予約権の行使が進めば、これら割当先の当社株式保有割合が高まり、当社の経営に影響を及ぼす可能性があります。

(9）～(17）（略）

（変更後）

(1）～(6）（略）

（削除）

(7）～(15）（略）

2　臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第５期事業年度）の提出日（平成25年６月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年３月12日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成25年９月20日提出）

1　提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号の規定に基づき以下の内容の臨時報告書を提出しております。

2　報告内容

(1) 異動が生じた経緯

当社の主要株主であったリサ・コーポレート・ソリューション・ファンド投資事業有限責任組合（無限責任組合員株式会社魁インベストメンツ）が、その保有する当社の普通株式及び種類株式Ａを平成25年９月20日付で売却したことにより、下記のとおり主要株主の異動が生じました。

(2) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となる者

サンリン株式会社

高沢産業株式会社

主要株主でなくなる者

リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド投資事業有限責任組合

無限責任組合員　株式会社魁インベストメンツ

(3) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

①　サンリン株式会社

ａ．当該主要株主の所有議決権の数

異動前　　０個

異動後　　5,175,546個

ｂ．総株主等の議決権に対する割合

異動前　　０％

異動後　　19.80%

②　高沢産業株式会社

ａ．当該主要株主の所有議決権の数

異動前　　０個

異動後　　5,095,540個

ｂ．総株主等の議決権に対する割合

異動前　　０％

異動後　　19.49%

③　リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド投資事業有限責任組合

ａ．当該主要株主の所有議決権の数

異動前　　16,512,410個

異動後　　０個

b．総株主等の議決権に対する割合

異動前　　39.92%

異動後　　０%

（注）１　議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式は9,215,000株です。

２　異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成25年３月31日現在の総株主等の議決権の数16,031,990個（自己株式を除く。）に、同年９月６日にA種株主であるリサ・コーポレート・ソリューション・ファンド投資事業有限責任組合が普通株式を対価とする取得請求権を行使したことに伴い増加した議決権の数10,112,410個を加えた26,144,400個を分母として計算しております。

３　「総株主等の議決権の数に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(4) 当該異動の年月日

平成25年９月20日

(5) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額　　500,000,000円

本報告書提出日現在の発行済株式総数　　35,359,400株

（平成25年11月13日提出）

１　提出理由

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生致しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

２　報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年11月13日

(2) 当該事象の内容

当社は、平成25年11月13日開催の当社取締役会において、新株予約権の行使請求に伴う新株式発行による普通株式の希薄化を防ぐことを目的とし、当社発行の第１回新株予約権について、以下のとおり取得し、消却することを決議致しました。

①	新株予約権の名称	アルピコホールディングス株式会社第１回新株予約権
②	取得日（予定）	平成25年12月20日（但し、当社が求めた場合、平成26年１月31日までの間で当社が別途書面により指定した日）
③	新株予約権１個当たりの取得価格	285円
④	取得する新株予約権の数	1,959,580個
⑤	取得する新株予約権の取得価額の総額	558,480,300円
⑥	消却する新株予約権の数	1,959,580個
⑦	消却する日（予定）	平成25年12月20日（但し、当該新株予約権の全部又は一部の取得が平成25年12月21日以降の日となった場合には、各新株予約権を取得した日ごとに順次）

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成26年３月期会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）において、連結決算、単体決算に特別損失として自己新株予約権消却損558,480,300円を計上する予定であります。

３．自己株式の取得状況等について

有価証券報告書（第５期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年３月12日）までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類　種類株式Ａ

(1) 取得状況

①　株主総会決議による取得の状況

平成26年３月12日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
株主総会（平成25年９月５日）での決議状況 （取得期間　上記株主総会終結の時から１年以内）	種類株式Ａ　1,860,000		2,920,200,000
取得期間における取得自己株式（取得日）	９月20日	729,371	1,145,112,470
計	―	729,371	1,145,112,470
自己株式取得の進捗状況（％）		39.21%	39.21%

（注）　上記決議による自己株式の取得は完了しております。

②　取締役会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 処理状況

平成26年３月12日現在

区分	報告月における処分株式数（株）		処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	（処分日） ３月28日	746,018	1,171,248,260
計	―	746,018	1,171,248,260
合計		746,018	1,171,248,260

（注）　本有価証券届出書に係る本自己株式処分について記載しております。

(3) 保有状況

保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	36,309,400
保有自己株式数	3,835,612

（注）１　それぞれの種類株式に係る発行済株式の数は、普通株式27,094,400株、種類株式Ａ4,215,000株、種類株式Ｂ3,000,000株、種類株式Ｃ2,000,000株です。

２　それぞれの種類株式に係る保有自己株式の数は、種類株式Ａ1,835,612株、種類株式Ｃ2,000,000株です。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第５期）	自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日	平成25年６月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 （第６期）	自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日	平成25年12月24日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示等手続ガイドライン）Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

アルピコホールディングス株式会社

取締役会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦　　太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山元　清二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	冨田　哲也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルピコホールディングス株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルピコホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、会社発行の第１回新株予約権1,959,580個全てを平成25年11月13日開催の取締役会で取得し、消却することを決議しており、これにより、当事業年度中に特別損失558,480千円を計上する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（※）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
２．中間連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年６月20日

アルピコホールディングス株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦　　太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山元　清二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	冨田　哲也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルピコホールディングス株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルピコホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

アルピコホールディングス株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦　　太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山元　清二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	冨田　哲也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルピコホールディングス株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第６期事業年度の中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アルピコホールディングス株式会社の平成25年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、会社発行の第１回新株予約権1,959,580個全てを平成25年11月13日開催の取締役会で取得し、消却することを決議しており、これにより、当事業年度中に特別損失558,480千円を計上する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年６月20日

アルピコホールディングス株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦　　太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山元　清二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	冨田　哲也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルピコホールディングス株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルピコホールディングス株式会社の平成25年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。